

福井県における原子力災害発生時の県外広域一時滞在に伴う避難者の受け入れについて

【経緯】

福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定に伴い、福井県において原子力災害が発生した場合、対象原子力発電所から 30km 圏内（緊急時防護措置を準備する区域：UPZ）の市町村については、まずは県内において広域一時滞在（広域避難）が行われるが、汚染物質の風向きによる広がり方等により、場合によっては県外への広域一時滞在が行われる。この際の敦賀市民の受入先として、福井県及び敦賀市より奈良県を通じて、奈良市・天理市・大和郡山市・生駒市へ打診が昨年 5 月にあり、避難者の受入施設やスクリーニング（表面汚染検査）・除染等について協議を進めてきた。

【県外広域一時滞在の受け入れに関する根拠法令】

災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項

「前項の場合において、協議を受けた市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。」

【福井県地域防災計画における広域一時滞在先（案）】

避難対象市町	県内避難先	県外避難先
敦賀市	福井市、小浜市	奈良県（奈良市、天理市、大和郡山市、生駒市）
美浜町	おおい町、大野市	
若狭町	越前町	兵庫県 篠山市、丹波市、西脇市、小野市、三木市、 加西市、加東市、多可町
小浜市	鯖江市、越前市	兵庫県 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、 姫路市、市川町、福崎町、神河町、
おおい町	敦賀市	兵庫県
高浜町	敦賀市	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
南越前町	永平寺町	
福井市	30km 圏外の福井市内	
鯖江市	坂井市、勝山市	石川県（加賀市）
越前市	坂井市、あわら市	石川県（小松市、能美市）
越前町	坂井市	
池田町	大野市	

【対象発電所】

- | | |
|---------------|---|
| ① 日本原子力発電㈱ | 敦賀発電所 |
| ② 日本原子力研究開発機構 | 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）
高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ） |
| ③ 関西電力㈱ | 美浜発電所 |

【敦賀市民の奈良県への広域一時滞在の内訳】

奈良県への避難者	約 6 万 8 千人（敦賀市全市民）
うち 奈良市へ	約 4 万人
天理市へ	約 8 千人
大和郡山市へ	約 1 万人
生駒市	約 1 万人

※ なお、福島第 2 原発事故の際は、避難住民の 2/3 が親戚・知人宅等に避難されたとのことで、現実には生駒市へ約 1 万人すべてが避難されることはないと予想される。

【生駒市における避難者受入施設】（24 施設）

- ① スポーツ施設 7 施設（市民体育館、武道館、北大和体育館、総合公園体育館、むかいやま体育館、井出山体育館、小平尾南体育館）
- ② 生涯学習施設 6 施設（北コミュニティセンターISTA はばたき、鹿ノ台ふれあいホール、たけまるホール、南コミュニティセンターせせらぎ、図書会館、コミュニティセンター）
- ③ 県立高校 2 校（生駒高校、奈良北高校）
- ④ 中学校 7 校（生駒、光明、緑ヶ丘、大瀬、上、鹿ノ台、生駒南）
- ⑤ その他の施設 2 施設（生駒山麓公園、サンヨースポーツセンター）

※ 避難者のコミュニティに配慮し、被災地の地域毎に受入施設を用意しているが、避難者数の状況により受入施設を再編し、できるだけ学校教育の妨げにならないようにする。

※ 中学校、高等学校は体育館とする。

※ 小学校は使用しない。

【受入期間】

原則として 1 か月以内

【避難所の運営主体】

敦賀市

【スクリーニング・除染等】

避難者へのスクリーニング（表面汚染検査）及び除染は、敦賀市民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い福井県が実施する。

【今後の予定】

- ・ 2 月 26 日 福井県議会にて避難先施設の公表が行われ、敦賀市と受入市 4 市との間で協定を締結予定。
- ・ 本市市民の混乱及び避難者の風評被害が起きないように、来年度から時間をかけて原子力災害についての市民への啓発等を行っていく予定。